



Title	傷害保険契約の法理
Author(s)	中西, 正明
Citation	大阪大学, 1996, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/39545">https://hdl.handle.net/11094/39545</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	なかにし まさあき 中 西 正 明
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学位記番号	第 1 2 2 9 8 号
学位授与年月日	平成 8 年 3 月 8 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	傷害保険契約の法理
論文審査委員	(主査) 教授 江口 順一  (副査) 教授 吉本 健一 教授 國井 和郎

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は第一に、傷害保険契約の法的構造を分析してその商法上の位置づけを明らかにしている。本論文によれば、傷害保険契約は人の傷害を保険事故とするものであるから、生命保険契約（商法673条）とは異なる契約類型である。しかし、傷害保険契約に関する法律問題には、他人の傷害の保険契約など生命保険契約の場合に準じて考えるべきものがある。定額給付方式の傷害保険契約は損害保険契約（商法629条）ではないので、これには商法の損害保険契約に関する規定中の損害保険の固有の性質にもとづくものは適用すべきでない。損害填補方式の傷害保険契約は損害保険契約であるので、これには商法の損害保険契約に関する規定を適用すべきである。

本論文は第二に、傷害保険契約における他保険契約の告知義務及び他保険契約の通知義務について、その制度目的と法的構造を検討している。そして、他社との間で同種の保険契約が締結されている事実のような道徳危険に関する事実も告知義務の対象となりうることを明らかにするとともに、他社契約の通知義務については、この義務の違反の場合に保険者が契約解除による免責をえるためには、保険者において保険契約者の請求が詐欺的請求である疑いがあることを証明しなければならないと説いている。

第三に、本論文は、保険者の特別解約権について研究している。保険契約者等が保険契約締結後に、故意の保険事故招致による保険金支払請求など詐欺的な保険金請求をした場合には、保険者に即時解除権を認める必要があり、これを特別解約権というが、本論文ではこの権利の基礎づけを行なうとともに、その要件及び効果を明らかにしている。

### 論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の主題たる傷害保険の分野は、射倖契約性を有する保険契約の中でも道徳危険ないしモラル・リスクの典型としての保険契約者・被保険者による保険金の不正請求が少なくない頻度で認められ、それ故に実際上きわめて重要な問題の一つとされている。本研究の成果は、わが国において、保険金の不正請求への対抗措置として保険者が整備し、不正請求の奏功を防止するための重要な二つの法制度たる他保険契約の告知義務・通知義務及び保険者の特別解約権の法理の理論的解明に多大の貢献を示し、保険法学説上の解釈理論のみならず、現実の判例理論、保険契約における実務に幅広く影響を与え、その後の更なる理論的發展の基礎を築いたものである。本論文で展開されたきわめて

緻密な理論は、わが国保険法学の学問的水準の引き上げに対して大きく貢献しただけでなく、具体的な実務の問題解決にも多くの示唆を与えたことが明らかである。以上により、本論文は博士（法学）の学位に十分に値するものであると判断する。